

公害防止管理者等選任のしおり

令和 4 年 6 月

金 沢 市

1 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)」の目的

この法律は、特定工場（製造業[物品の加工業を含む]、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としております。

2 主な用語の説明

(1) 特定工場

製造業（日本標準産業分類の中分類 09～32）、電気供給業（同 33）、ガス供給業（同 34）、熱供給業（同 35）において、下記①～⑨のいずれかに該当する工場

〔(ア)ばい煙発生施設〕

【有害物質排出】

- ① 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設のうち、同法施行令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の 14 の項から 26 の項までに掲げる施設のいずれかを有しているもの

【有害物質排出以外】

- ② ばい煙発生施設を有する①以外の工場で、排出ガス量が 1 万Nm³/時以上のもの

〔(イ)汚水等排出施設〕

【有害物質排出】

- ③ 水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 2 号から第 59 号まで、第 61 号から第 63 号まで、第 63 号の 3、第 64 号、第 65 号から第 66 号の 2 まで、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設（以下「汚水等排出施設」という。）のうち、別表に掲げる施設のいずれかを有しているもの

【有害物質排出以外】

- ④ ③以外の工場で汚水等排出施設からの工場の排出水量が 1,000m³/日以上のもの

別表

No.	水質汚濁防止法施行令別表第 1	備考
1	(第 19 号) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	(第 22 号) 木材薬品処理業の用に供する施設	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	(第 23 号の 2) 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。

No.	水質汚濁防止法施行令別表第 1	備考
4	(第 24 号) 化学肥料製造業の用に供する施設	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	(第 25 号) 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設	
6	(第 26 号) 無機顔料製造業の用に供する施設	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
7	(第 27 号) 第 25、26 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
8	(第 28 号) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
9	(第 29 号) コールタール製品製造業の用に供する施設	
10	(第 31 号) メタン誘導品製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
11	(第 32 号) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
12	(第 33 号) 合成樹脂製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。
13	(第 34 号) 合成ゴム製造業の用に供する施設	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
14	(第 35 号) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。

No.	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
15	(第37号) 第31、32、33、34、35、36号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、(第五十一号に掲げる事業を除く。))の用に供する施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
16	(第38号の2) 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	
17	(第41号) 香料製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
18	(第43号) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
19	(第46号) 第28～45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
20	(第47号) 医薬品製造業の用に供する施設	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
21	(第48号) 火薬製造業の用に供する洗浄施設	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
22	(第50号) (第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
23	(第51号) 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。

No.	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
24	(第53号) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
25	(第58号) 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
26	(第61号) 鉄鋼業の用に供する施設	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
27	(第62号) 非鉄金属製造業の用に供する施設	銅、鉛若しくは亜鉛の（第1次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の（第2次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
28	(第63号) 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
29	(第63号の3) 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗浄施設	
30	(第64号) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
31	(第65号) 酸又はアルカリによる表面処理施設	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
32	(第66号) 電気めっき施設	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
33	(第66号の2) エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	
34	(第71号の5) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
35	(第71号の6) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	

〔ウ)騒音発生施設〕

- ⑤ 騒音規制法の指定地域内にある機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）を有しているもの

〔エ)特定粉じん発生施設〕

- ⑥ 大気汚染防止法に規定する特定粉じん（石綿）発生施設を有しているもの

〔オ)一般粉じん発生施設〕

- ⑦ 大気汚染防止法に規定する一般粉じん（石綿以外）発生施設を有しているもの

〔カ)振動発生施設〕

- ⑧ 振動規制法の指定地域内にある液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る。）、機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）を有しているもの

〔キ)ダイオキシン類発生施設〕

- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法に規定するダイオキシン類発生施設のうち、同法施行令別表第一の第 1 号から第 4 号まで及び別表第 2 の第 1 号から第 3 号までに掲げる施設

(2) 特定事業者

特定工場を設置している者

(3) 公害防止統括者

特定事業者が、常時使用する従業員が 21 人以上のときに選任する必要がある公害防止に関する業務を統括管理する者（資格不要）

(4) 公害防止管理者

特定事業者が、特定工場内で①～⑨の区分ごとに選任する必要がある検査・測定等の技術的業務を管理するもの（各区分ごとに資格必要）

(5) 公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者

排出ガス量が 4 万 Nm³/時以上で、かつ、排出水量が 1 万 m³/日以上の特定制場の場合選任が必要となる（資格必要）

(6) 代理者

公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者にあつては、管理者と同等の資格必要）

[注] 原則二以上の工場について同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任してはならないが、公害防止管理者については兼務可能な要件を満たせば、複数の特定工場において兼任できます。

（公害防止組織整備法施行規則第5条第2号ただし書に基づく基準(H17.4.1 施行)参照）

3 公害防止管理者区分とその資格

公害発生施設区分 (1頁の区分番号)		選任が必要な公害防止 管理者区分	必要とされる有資格者														
			大気関係				水質関係				騒音・ 振動	特定 粉じん	一般 粉じん	ダイ オキシ ン類			
			第 1種	第 2種	第 3種	第 4種	第 1種	第 2種	第 3種	第 4種							
①	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上	大気関係 第1種	●														
	排出ガス量 4万Nm ³ /時未満	大気関係 第2種	●	●													
②	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上	大気関係 第3種	●		●												
	排出ガス量 4万Nm ³ /時未満、 1万Nm ³ /時以上	大気関係 第4種	●	●	●	●											
③	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係 第1種					●										
	排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係 第2種					●	●									
④	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係 第3種					●		●								
	排出水量 1万m ³ /日未満 1,000m ³ /日以上	水質関係 第4種					●	●	●	●							
⑤騒音発生施設※		騒音・振動関係											●				
⑥特定粉じん発生施設		特定粉じん 関係	●	●	●	●								●			
⑦一般粉じん発生施設		一般粉じん 関係	●	●	●	●								●	●		
⑧振動発生施設※		騒音・振動関係											●				
⑨ダイオキシシン類発生施設		ダイオキシシン類 関係															●

選任を必要とする公害防止管理者は、●印を付けた有資格者から選任してください。

※平成18年4月以前に資格を取得した騒音関係有資格者・振動関係有資格者は、平成18年4月以降も、騒音発生施設のみあるいは振動発生施設のみの公害防止管理者としての資格を有します。

(備考) 公害防止主任管理者の資格

- (1) 公害防止主任管理者の有資格者
- (2) 大気関係第1種若しくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種若しくは第3種の有資格者である者

4 資格取得方法

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者となる者については、法に基づき一定の資格が必要となります。

この資格は、

- (1) 公害防止管理者等国家試験に合格した者
- (2) 公害防止管理者等資格認定講習の課程を修了した者に与えられます。

(1)の試験には、

- ① 大気関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）
- ② 水質関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）
- ③ 騒音・振動関係公害防止管理者
- ④ 特定粉じん関係公害防止管理者
- ⑤ 一般粉じん関係公害防止管理者
- ⑥ ダイオキシン類関係公害防止管理者
- ⑦ 公害防止主任管理者

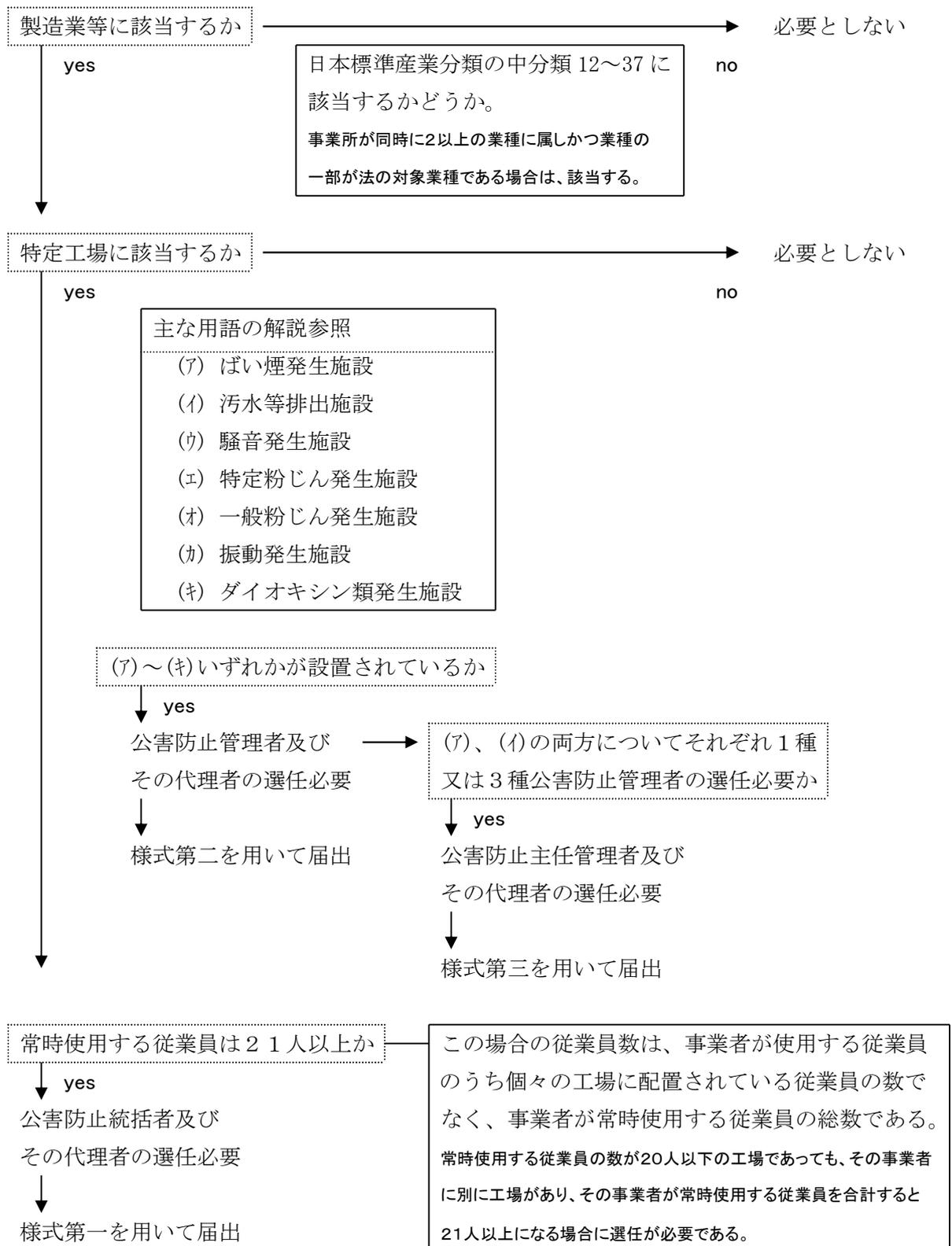
の13種があり、社団法人産業環境管理協会が毎年少なくとも1回実施しています。

(2)の講習会は、主務大臣が直接行うほか、主務大臣が指定した講習を民間団体（公益法人）が実施しています。なお、公害防止管理者の種類により実施機関が異なります。

5 公害防止管理者等選任届出書等の届出期限等

No.	届出の種類	選任すべき事由が発生してからの選任期限	届出の期限
1	公害防止統括者及びその代理者	30日以内	選任した日から30日以内 (死亡又は解任したときも同様とする)
2	公害防止管理者及びその代理者	60日以内	
3	公害防止主任管理者及びその代理者	60日以内	
4	承継届出	—————	概ね30日以内

7 公害防止統括者等選任必要性判断フロー



8 届出書記載要領

この様式が選任、死亡及び解任の届出書になりますので、必要でない事項を——で消すこと。

様式第一（第四条関係）

統括者とその代理者の届出書は各々個別に作成すること。

公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~） 選任、~~死亡~~・解任 届出書

年 月 日

金沢市長 殿

工場長等に特定事業者が委任する場合は委任状等を添付すること。

住所
届出者 氏名 [名称及び代表者氏名]

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※ 整理番号	
特定工場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数		※ 特定工場の番号	
選任年月日	年 月 日	※ 備考	
公害防止統括者 [公害防止統括者の代理者]	職名	各工場における職制上の役職名を記載	必要でない事項を消す
	氏名		
選任の事由	「人事異動のため」等事由を記載		
(死亡 ・解任)年月日	年 月 日	※ 備考	
公害防止統括者 [公害防止統括者の代理者]	職名	各工場における職制上の役職名を記載	
	氏名		
解任の事由	「退社のため」等事由を記載		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

この様式が選任、死亡及び解任の届出書になりますので、必要でない事項を——で消すこと。

様式第二（第七条関係）

管理者とその代理者の届出書は各々個別に作成すること。

公害防止管理者（~~公害防止管理者の代理者~~） 選任、~~死亡~~・解任 届出書

年 月 日

金沢市長 殿

工場長等に特定事業者が委任する場合は委任状等を添付すること。

住所
届出者 氏名 [名称及び代表者氏名]

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称		※整理番号	
特 定 工 場 の 所 在 地		※受理年月日	年月日
大 気 関 係	①排出ガス量	※特定工場の番号	
	②ばい煙発生施設の種類の	※備考	
水 質 関 係	③排出水量		
	④特定地下浸透水の浸透の有無		
	⑤汚水等排出施設の種類の	別紙のとおり。	
騒 音 関 係	⑥騒音発生施設の種類の		
特定粉じん関係	⑦特定粉じん発生施設の種類の		
一般粉じん関係	⑧一般粉じん発生施設の種類の		
振 動 関 係	⑨振動発生施設の種類の		
ダ イ オキ シ ン 類 関 係	⑩ダ イ オキ シ ン 類 発生施設の種類の		
⑬大気関係第3種 ⑪公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	選任年月日	年 月 日	
	⑫職名		
	氏名		
	⑬担当業務の範囲		
⑭選任の事由			
⑬大気関係第3種 ⑪公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	⑪(死亡・解任)年月日	年 月 日	
	⑫職名		
	氏名		
	⑬担当業務の範囲		
⑮解任の事由			

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダ イ オキ シ ン 類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。…………… ⑬
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

(①～⑮の解説)

- ① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出書に記載した排出ガス量の最大値の合計量を記載すること。(単位：○○○○○Nm³/時間)
- ② 別紙「ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類」へ必要事項を記載する。
- ③ 水質汚濁防止法に基づく最新の特定施設の届出書に記載されている、特定工場から公共用水域へ排出されるすべての排水の1日平均的な量を記載すること。(単位：○○○○m³/日)
- ④ 水質汚濁防止法第2条第8項に規定する「特定地下浸透水」の浸透の有無を記載すること。
- ⑤ 別紙「ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類」へ必要事項を記載する。
- ⑥ 騒音規制法に基づく特定施設の届出書に記載した施設の種類のうち、該当する施設及び数を記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には別紙(騒音・振動発生施設の種類)に記載すること。
- ⑦ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。
- ⑧ 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。
- ⑨ 振動規制法に基づく特定施設の届出書に記載した施設の種類のうち、該当する施設及び数を記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には別紙(騒音・振動発生施設の種類)に記載すること。
- ⑩ ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当する施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。
- ⑪ 必要でない事項を で消してください。
- ⑫ 各工場における職制上の役職名を記載すること。
- ⑬ 各工場において担当する業務の範囲を記載すること。
- ⑭ 選任の事由(人事異動、新たに特定工場に該当等)を記載すること。

⑮ 解任の事由（人事異動、退職等）を記載すること。

⑯ ○種については、その工場の規模等に応じて選任（死亡・解任）の必要とされる公害防止管理者区分を記載すること。（この区分は、選任等した管理者の資格の区分ではないので注意すること。）

（例） 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で有害物質を排出しない排出ガス量4万Nm³/時間以上の工場に必要な公害防止管理者

↓

このとき、特定事業者が公害防止管理者を選任する場合には、大気関係第1種有資格者又は大気関係第3種有資格者のうちから選任する必要がある、選任された公害防止管理者は、大気関係第3種公害防止管理者となる。

（その他）

届出にあたっては、資格を有する者である旨を証する書類を添付すること。

(1) 国家試験 ————— 合格証書のコピー

(2) 資格認定講習 ———— 修了証書のコピー

様式第三（第九条関係）（公害防止主任管理者及びその代理者に関する届出書）

記載方法は、様式第一、第二を参考にしてください。

【問い合わせ先】

金沢市環境政策課（金沢市第二本庁舎）

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>事業者向けの申請書>
産業・ビジネスに関する申請書>環境>環境保全に関すること>
申請書ダウンロード>公害防止管理者